

ご 連 絡

令和4年3月1日

株式会社ジャックス 御中

特定非営利活動法人
消費者被害防止ネットながさき
(担当：中舗 美香)



貴社からの令和3年9月30日付回答書につきまして、下記のとおり再度ご連絡致します。

1 日本クレジット協会の自主ルールについて

- (1) 貴社は、日本クレジット協会の自主ルールを「法令」と捉えて、消費者契約法10条違反を主張しているが、その主張は同条の文言と乖離した独自の解釈である旨主張されています。
- (2) しかし、消費者契約法10条に言う「法令」については、明文の規定のみならず一般的な法理等も含まれるとされており（最高裁平成23年7月15日判決）、日本クレジット協会の自主ルールもこれに含まれます。したがって、同ルールに基づく消費者の権利義務を不利に変更するような貴社約款中の割賦販売契約第8条についても、消費者契約法10条の規制が及ぶと解すべきです。

2 貴社約款中の割賦販売契約第8条の記載について

- (1) 当法人は、貴社約款中の割賦販売契約第8条の記載について、下記下線部の削除を求めています。

記

「甲が、当初の契約のとおり分割払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、甲は78分法又はそれに準ずる

乙所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち乙所定の割合による金額の払戻しを乙に請求できるものとします。」

- (2) 貴社からは、削除には応じられないものの、「乙所定の計算方法」「乙所定の割合による金額」とある部分について、上限を設定するような文言を追加することを予定している、との回答を頂いております。

貴社が設定される上限次第では、本申し入れの目的を達することができるものと考えますので、どのように上限を設定されるご予定なのか、お示し頂けますと幸いです。

よろしくお願ひ致します。

以上